

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

【今井産業株式会社行動計画】

社員が仕事と子育てを両立でき、楽しく家族と暮らせるような雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

2. 内容

【目標1】

計画期間内に育児休業の取得率を以下の通りとする。

男性社員・・・取得率 30%以上とする。

女性社員・・・取得率100%を維持する。

<対策>

- ・令和7年 4月～ 人事課内で育児休業制度についての勉強会を行い、育児休業制度の社内相談窓口体制の充実を図る。
- ・令和7年 7月～ 社員へ育児休業取得促進に関するポスター等の掲示を行う。
- ・令和7年10月～ 各部署で休業中の業務カバー体制の検討・実施をする。

【目標2】

育児短時間勤務制度の対象の子を3歳に満たない子から小学校1年生が終わるまでの子に拡大する。

<対策>

- ・令和7年 7月～ 小学校1年生までの子を持つ社員にアンケートを行う。
- ・令和8年 4月～ 制度を導入する。
- ・令和8年 4月～ 社員へ掲示等により制度の周知をする。

【目標3】

技術者の月毎の平均所定外労働時間を32時間以下にする。

<対策>

- ・令和7年 6月～ 経営者トップの所定外労働削減への決意を社員に周知する。
- ・令和7年10月～ 長時間労働に関するアンケートを実施し、各部門で長時間労働削減について検討をする。
- ・令和8年 7月～ 長時間労働による健康へ及ぼす影響に関するテーマのセミナーを実施する。